

新規制基準適合性審査の進捗状況等について (発電用原子炉関係)

○概況

- ・ 新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状 . . . 2

- ・ 新規制基準適合性審査における主な審査状況（設置変更許可） . . . 4

○審査進捗状況表

- ・ 本体施設 . . . 5

- ・ 特定重大事故等対処施設 . . . 22

新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状(総括表)

令和7年4月2日 時点

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査※1				使用前確認終了日※2	運転開始日	経過年数	廃止措置計画認可	
				申請日	設置変更許可日	設計及び工事の計画の認可日	保安規定認可日					
1	日本原子力発電(株)	東海発電所	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H18.6.30		
2		東海第二発電所	BWR	H26.5.20	H30.9.26	H30.10.18	審査中	検査中	S53.11.28	46	—	
3		敦賀発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
4		2号	PWR	H27.11.5	未申請※3	未申請	審査中	—	S62.2.17	38	—	
5	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	H26.12.16	審査中	審査中	未申請	—	—	—		
6	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	H1.6.22	35	—	
7			2号	PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	H3.4.12	33	—	
8			3号	PWR	H25.7.8	審査中	審査中	審査中	H21.12.22	15	—	
9			東通原子力発電所	BWR	H26.6.10	審査中	審査中	審査中	H17.12.8	19	—	
10	東北電力(株)	女川原子力発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R2.3.18	
11			2号	BWR	H25.12.27	R2.2.26	R3.12.23	R5.2.15	R6.12.26	H7.7.28	29	—
12			3号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H14.1.30	23	—
13			東通原子力発電所	建設中	—	未申請	未申請	未申請	—	—	—	—
14	東京電力HD(株)	福島第一原子力発電所	1号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
15			2号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
16			3号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
17			4号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
18			5号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
19			6号	廃止を公表	—	—	—	—	—	—	—	
20		福島第二原子力発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
21			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
22			3号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
23			4号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R3.4.28	
24		柏崎刈羽原子力発電所	1号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	S60.9.18	39	—
25			2号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H2.9.28	34	—
26			3号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H5.8.11	31	—
27			4号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H6.8.11	30	—
28	5号		BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H2.4.10	34	—	
29	6号		BWR	H25.9.27	H29.12.27	R6.9.2	R7.2.28	検査中	H8.11.7	28	—	
30	7号		BWR	H25.9.27	H29.12.27	R2.10.14	R2.10.30	検査中	H9.7.2	27	—	
31	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H21.11.18	
32			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H21.11.18	
33			3号	BWR	H27.6.16	審査中	未申請	未申請	—	S62.8.28	37	—
34			4号	BWR	H26.2.14	審査中	審査中	審査中	—	H5.9.3	31	—
35			5号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	—	H17.1.18	20	—
36	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号	BWR	—	未申請	未申請	未申請	H5.7.30	31	—	
37			2号	BWR	H26.8.12	審査中	審査中	審査中	H18.3.15	19	—	
38	関西電力(株)	美浜発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
39			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
40			3号	PWR	H27.3.17	H28.10.5	H28.10.26	R2.2.27	R3.7.27	S51.12.1	48	—
41		大飯発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R1.12.11	
42			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R1.12.11	
43			3号	PWR	H25.7.8	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	H30.4.10	H3.12.18	33	—
44			4号	PWR	H25.7.8	H29.5.24	H29.8.25	H29.9.1	H30.6.5	H5.2.2	32	—
45		高浜発電所	1号	PWR	H27.3.17	H28.4.20	H28.6.10	R3.2.15	R5.8.28	S49.11.14	50	—
46			2号	PWR	H27.3.17	H28.4.20	H28.6.10	R3.2.15	R5.10.16	S50.11.14	49	—
47			3号	PWR	H25.7.8	H27.2.12	H27.8.4	H27.10.9	H28.2.26	S60.1.17	40	—
48	4号		PWR	H25.7.8	H27.2.12	H27.10.9	H27.10.9	H29.6.16	S60.6.5	39	—	
49	中国電力(株)	島根原子力発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
50			2号	BWR	H25.12.25	R3.9.15	R5.8.30	R6.5.30	R7.1.10	H1.2.10	36	—
51			3号	建設中	H30.8.10	審査中	未申請	未申請	—	—	—	—
52	四国電力(株)	伊方発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.6.28	
53			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R2.10.7	
54			3号	PWR	H25.7.8	H27.7.15	H28.3.23	H28.4.19	H28.9.7	H6.12.15	30	—
55	九州電力(株)	玄海原子力発電所	1号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	H29.4.19	
56			2号	廃止措置中	—	—	—	—	—	—	R2.3.18	
57			3号	PWR	H25.7.12	H29.1.18	H29.8.25	H29.9.14	H30.5.16	H6.3.18	31	—
58			4号	PWR	H25.7.12	H29.1.18	H29.9.14	H29.9.14	H30.7.19	H9.7.25	27	—
59		川内原子力発電所	1号	PWR	H25.7.8	H26.9.10	H27.3.18	H27.5.27	H27.9.10	S59.7.4	40	—
60	2号		PWR	H25.7.8	H26.9.10	H27.5.22	H27.5.27	H27.11.17	S60.11.28	39	—	

H24.11.7に特定原子力施設に指定され、実施計画(H25.8.14認可)等に基づき廃炉作業中

※1 特定重大事故等対処施設に係る審査を除く。

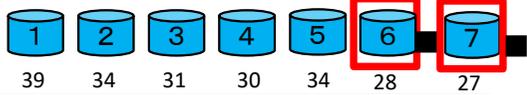
※2 令和2年4月1日以前に申請されたものについては使用前検査合格証交付日

※3 平成27年11月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書に対しては、令和6年11月13日付けで許可をしないこととする処分を行った。

新規制基準適合性審査及び廃止措置の現状(実用炉)

令和7年4月1日時点

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所



北陸電力(株)志賀原子力発電所



日本原子力発電(株)敦賀発電所



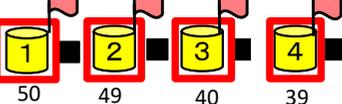
関西電力(株)美浜発電所



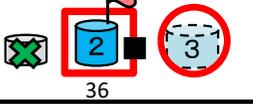
関西電力(株)大飯発電所



関西電力(株)高浜発電所



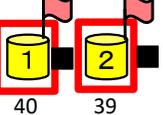
中国電力(株)島根原子力発電所



九州電力(株)玄海原子力発電所



九州電力(株)川内原子力発電所



電源開発(株)大間原子力発電所



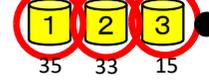
東京電力(株)東通原子力発電所



東北電力(株)東通原子力発電所



北海道電力(株)泊発電所



東北電力(株)女川原子力発電所



東京電力(株)福島第一原子力発電所



東京電力(株)福島第二原子力発電所



日本原子力発電(株)東海発電所・東海第二発電所



中部電力(株)浜岡原子力発電所



四国電力(株)伊方発電所



○凡例

○出力規模

○原子炉の種類

設備番号

30 運転年数

50万kW未満 100万kW未満 100万kW以上

沸騰水型原子炉(BWR) 17基

加圧水型原子炉(PWR) 16基

建設中の原子炉 3基

種類	ステータス	基数	マーク
本体施設	使用前確認(検査)済	14	□
	新基準許可済	17	□
	新基準許可審査中	9	○
特重施設	許可済	17	■
	許可審査中	2	●
廃止措置	認可済	18	☒
	審査中	0	☒
特定原子力施設	実施計画等に基づき廃炉作業中	6	☒

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料1
令和7年4月1日現在

			PWR		BWR															
			泊1, 2	泊3	島根3	浜岡3	浜岡4	東通	志賀	大間										
地震・津波	地質	・敷地の地質・地質構造	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、泊3号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済	概要説明を聴取	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)			おおむね審議済	おおむね審議済	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)									
		・敷地周辺の地質・地質構造			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	おおむね審議済											
	地震動	・地下構造			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	審議中	おおむね審議済											
		・震源を特定して策定する地震動			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済											
		・震源を特定せず策定する地震動			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済											
		・基準地震動			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済											
		・年超過確率			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済											
	津波	・地震による津波			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済											
		・地震以外による津波			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済											
		・基準津波			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済											
・年超過確率・砂移動		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済														
地盤・斜面の安定性																				
火山事象							審議中	おおむね審議済												
プラント	耐震設計方針		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3号を優先して審査を実施中	おおむね審議済	概要説明を聴取 ※各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認	概要説明を聴取 ※各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認	概要説明を聴取 ※各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント関係の審査については、PRAハザードの策定、事故シーケンスの検討等の準備に時間を要する旨の説明があった	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示										
	耐津波設計方針																			
	DB	外部事象									・竜巻に対する設計方針									
											・火山に対する設計方針									
											・外部火災に対する設計方針									
											・その他自然現象等に対する設計方針									
	内部火災																			
	内部溢水																			
	安全施設等																			
	有効性評価	有効性評価									・炉心損傷防止	審議中	概要説明を聴取 ※4号炉の審査の進捗を踏まえて、4号炉との差分を中心に確認	概要説明を聴取 ※各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認	概要説明を聴取 ※各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント関係の審査については、PRAハザードの策定、事故シーケンスの検討等の準備に時間を要する旨の説明があった	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
											・格納容器破損防止									
											・使用済燃料貯蔵槽									
											・停止時									
											・シーケンス選定									
											・解析コード									
											SA								設備・手順	・停止失敗時未臨界確保
																				・炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却)
・最終ヒートシンク																				
・格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)																				
・水素対策(格納容器、原子炉建屋)																				
・使用済燃料貯蔵槽																				
・緊急時対策所																				
・その他(監視測定、通信連絡等)																				
大規模損壊																				
技術的能力																				
備考																				

注)おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることも有り得る。

空欄:未審議のもの 一部着手:一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中:一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2号炉	・ ・ ・	6
・ 北海道電力(株)泊発電所 3号炉	・ ・ ・	8
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1号炉	・ ・ ・	10
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2号炉	・ ・ ・	12
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・	14
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4号炉	・ ・ ・	16
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 3号炉	・ ・ ・	18
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3号炉	・ ・ ・	20

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所1, 2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3, 4条)	敷地の地質・地質構造	③	2019/2/22	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3, 4条)	地下構造	④	2015/12/25	●設置許可基準規則解釈の改正に伴い、今後、標準応答スペクトルに基づく地震動評価について事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●標準応答スペクトルに基づく地震動評価の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定して策定する地震動	③	2021/10/22	
	震源を特定せず策定する地震動	②	2015/10/23	
	基準地震動	②	2016/2/5	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	
津波(第5条)	地震による津波	③	2021/12/24	●令和3年12月24日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性を含めて、自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受けたが、水位低下時間の評価については、水位低下時間に着目したパラメータスタディを実施中であるとのことであった。水位上昇側の評価については、波源域を現状よりも西側に設定した場合の影響の有無についての検討が不足しているもの、防潮堤等の自主設備の損傷を考慮した場合等の津波評価の妥当性を確認できた。今後、水位低下時間に着目した評価結果の妥当性や波源域の妥当性等について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2016/2/5	
	耐津波設計方針	①	-	
竜巻(第6条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2021/10/14	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。令和3年10月14日の審査会合において、事業者は火山影響評価のうち主に立地評価に関する内容について説明を行った。これに対して、最新の知見も踏まえた各火山の活動履歴を網羅的に整理した上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行うとともに、巨大噴火の可能性評価においては、先行する他サイトの審査知見を反映し、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナシグループ及び重要事故シナシ		①	-		
	解析コード		①			
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①			
		原子炉補機冷却機能喪失	①			
		原子炉格納容器の除熱機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		ECCS注水機能喪失	①			
		ECCS再循環機能喪失	①			
		格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)	①			
	CV	過圧破損	①	-		
		過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①			
MCCI		①				
水素燃焼		①				
SFP	想定事故1	①	-			
	想定事故2	①	-			
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①				
	原子炉冷却材の流出	①				
	反応度誤投入	①				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①		-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①		-
	1.8	51条	CV下部注水	①		-
	1.9	52条	CV水素対策	①		-
	1.10	53条	RB水素対策	①		-
	1.11	54条	SFP	①		-
	1.12	55条	建屋外Ri抑制	①		-
	1.13	56条	水源	①		-
	1.14	57条	電源	①		-
	1.15	58条	計装	①		-
	1.16	59条	原子炉制御室	①		-
	1.17	60条	監視測定	①		-
	1.18	61条	緊急時対策所	①		-
1.19	62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			③	2019/2/22	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)			②	2021/10/22	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)			①	-	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/7/2	●令和7年1月31日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。 ●令和7年2月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。 ●令和7年2月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。 ●令和7年2月28日の審査会合において、事業者から、これまでの議論を反映したまとめ資料について説明がなされた。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
		震源を特定して策定する地震動	④	2021/10/22	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2022/10/21	
		基準地震動	④	2024/11/22	
		年超過確率	④	2024/11/22	
		地盤・斜面の安定性	④	2024/12/13	
	津波(第5条)	耐震設計方針	④	2024/12/24	
		地震による津波	④	2024/11/22	
		地震以外による津波	④	2015/8/21	
		基準津波	④	2024/12/13	
		年超過確率・砂移動	④	2024/11/22	
	竜巻(第6条)		④	2024/12/24	
	火山事象 (第6条)	火山事象	④	2024/10/4	
		火山事象に対する設計方針	④	2024/12/24	
	外部火災(第6条)		④	2024/12/24	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		④	2024/12/24	
	不法な侵入(第7条)		④	2022/10/25	
内部火災(第8条)		④	2024/12/24		
内部溢水(第9条)		④	2024/12/24		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点			
設計基準対象施設関係	誤操作の防止(第10条)		④	2023/1/24			
	安全避難通路(第11条)		④	2023/1/24			
	安全施設(第12条)		④	2023/3/16			
	全交流電源喪失(第14条)		④	2023/1/24			
	SFP(第16条、23条)		④	2023/2/28			
	RCPB(第17条)		④	2023/1/24			
	安全保護回路(第24条)		④	2022/10/25			
	原子炉制御室(第26条)		④	2023/4/13			
	監視設備(第31条)		④	2024/10/17			
	保安電源(第33条)		④	2023/1/24			
	緊急時対策所(第34条)		④	2024/12/24			
	通信連絡設備(第35条)		④	2023/4/13			
	重大事故等対処施設関係	PRA	Lv 1			④	2023/3/30
Lv 1.5			④	2023/3/30			
停止時			④	2023/3/30			
地震			④	2024/4/18			
津波			④	2024/12/24			
事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		④	2024/12/24				
解析コード		④	2023/4/27				
限界温度、限界圧力		④	2023/4/27				
炉心		2次冷却系からの除熱機能喪失		④	2023/3/30		
		全交流動力電源喪失		④	2023/5/25		
		原子炉補機冷却機能喪失		④	2023/3/30		
		原子炉格納容器の除熱機能喪失		④	2023/2/2		
		原子炉停止機能喪失		④	2023/3/30		
		ECCS注水機能喪失		④	2023/2/2		
		ECCS再循環機能喪失		④	2023/3/16		
格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		④	2023/5/25				
CV		過圧破損		④	2023/3/16		
		過温破損		④	2023/4/27		
		DCH		④	2023/4/27		
		FCI		④	2023/3/16		
		MCCI		④	2023/4/27		
SFP		想定事故1		④	2024/12/24		
		想定事故2		④			
停止時		崩壊熱除去機能喪失		④	2023/5/25		
		全交流動力電源喪失		④			
		原子炉冷却材の流出		④			
		反応度誤投入		④			
設備・技術的能力		1.0	43条	共通	④	2024/12/24	
		1.1	44条	ATWS	④	2023/8/3	
		1.2	45条	高圧時冷却	④	2023/8/3	
		1.3	46条	減圧	④	2023/8/3	
		1.4	47条	低圧時冷却	④	2024/12/24	
		1.5	48条	最終ヒートシンク	④	2023/8/3	
	1.6	49条	CV冷却	④	2024/12/24		
	1.7	50条	CV過圧破損防止	④	2024/12/24		
	1.8	51条	CV下部注水	④	2024/12/24		
	1.9	52条	CV水素対策	④	2023/8/3		
	1.10	53条	RB水素対策	④	2023/8/3		
	1.11	54条	SFP	④	2024/12/24		
	1.12	55条	建屋外RI抑制	④	2023/8/3		
	1.13	56条	水源	④	2024/12/24		
	1.14	57条	電源	④	2024/12/24		
	1.15	58条	計装	④	2024/12/24		
	1.16	59条	原子炉制御室	④	2023/8/3		
	1.17	60条	監視測定	④	2024/12/24		
	1.18	61条	緊急時対策所	④	2024/12/24		
1.19	62条	通信連絡	④	2024/12/24			
2		大規模損壊	④	2024/12/24			
共通	地質(第38条)		④	2021/7/2			
	地震動(第38、39条)		④	2024/12/13	●地震動(第3、4条)を参照。		
	津波(第40条)		④	2024/12/13	●津波(第5条)を参照。		
	火災(第41条)		④	2024/12/24	●火災(第8条)を参照。		
備考			●令和7年3月14日に事業者から提出された設置変更許可申請書の補正について、これまで審査会合等で審査した事項が反映されているか確認するとともに、審査結果を取りまとめ中。				

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	④	2023/12/22	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2023/8/4	
	基準地震動	④	2024/3/8	
	年超過確率	④	2024/8/30	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	④	2022/1/28	
	地震以外による津波	④	2022/9/2	
	基準津波	④	2024/2/9	●令和7年2月7日の審査会合において、事業者から、更なる安全性向上の観点から敷地を造成し、基準津波に対する余裕を積み増しすると の説明がなされた。今後、敷地の造成による基準津波への影響の有無について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	年超過確率・砂移動	④	2024/7/19	
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)		①	-	
火山事象 (第6条)	火山事象	③	2024/11/8	●令和6年11月8日の審査会合において、事業者から、火山影響評価について説明がなされた。これに対し、立地評価については、①火砕物 密度流が敷地に到達していない根拠となるデータの充実化、②過去に巨大噴火が発生した火山である十和田について、巨大噴火以降の最大の 噴火での設計対応不可能な火山事象の評価のうち、火砕物密度流以外の火山事象に関する説明を求めた。また、影響評価については、降下火 砕物の層厚の評価に当たって検討対象とする噴火イベントを抽出した根拠について説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認し ていく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)	①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
	不法な侵入(第7条)	①	-	
	内部火災(第8条)	①	-	
	内部溢水(第9条)	①	-	
	誤操作の防止(第10条)	①	-	
	安全避難通路(第11条)	①	-	
	安全施設(第12条)	①	-	
	全交流電源喪失(第14条)	①	-	
	SFP(第16条、23条)	①	-	
	RCPB(第17条)	①	-	
	安全保護回路(第24条)	①	-	
	原子炉制御室(第26条)	①	-	
	監視設備(第31条)	①	-	
	保安電源(第33条)	①	-	
	緊急時対策所(第34条)	①	-	
	通信連絡設備(第35条)	①	-	
				●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	①	-	
		Lv 1.5	①		
		停止時	①		
		地震	①		
		津波	①		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①		
	解析コード		①		-
	限界温度、限界圧力		①		-
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①		-
		高圧注水・減圧機能喪失	①		
		全交流動力電源喪失	①		
		崩壊熱除去機能喪失	①		
		原子炉停止機能喪失	①		
		LOCA時注水機能喪失	①		
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①		
	CV	過圧破損	①		-
		DCH	①		-
		FCI	①		-
		MCCI	①		-
	SFP	水素燃焼	①		-
		想定事故1	①		-
	停止時	想定事故2	①		-
		崩壊熱除去機能喪失	①		-
		全交流動力電源喪失	①		-
		原子炉冷却材の流出	①		-
		反応度誤投入	①		-
	設備・技術的能力	1.0	43条		共通
1.1		44条	ATWS	①	-
1.2		45条	高圧時冷却	①	-
1.3		46条	減圧	①	-
1.4		47条	低圧時冷却	①	-
1.5		48条	最終ヒートシンク	①	-
1.6		49条	CV冷却	①	-
1.7		50条	CV過圧破損防止(FCVS)	①	-
1.8		51条	CV下部注水	①	-
1.9		52条	CV水素対策	①	-
1.10		53条	RB水素対策	①	-
1.11		54条	SFP	①	-
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-
1.13		56条	水源	①	-
1.14		57条	電源	①	-
1.15		58条	計装	①	-
1.16		59条	原子炉制御室	①	-
1.17		60条	監視測定	①	-
1.18		61条	緊急時対策所	①	-
1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		④	2018/5/18	
	地震動(第38、39条)		②	2024/8/30	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		②	2024/7/19	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
備考		●令和7年2月7日の審査会合において、プラント審査のための資料については、2025年度上期を目的に準備を進めているところであり、この中に敷地造成についても反映し、基準適合性について説明することとしたいとの説明があった。			

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目	ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2024/10/18	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地周辺の地質・地質構造については、敷地近傍(敷地から半径5kmの範囲)、敷地周辺海域(敷地から半径5km以遠)及び敷地周辺陸域(敷地から半径5km以遠)に分けて事業者が説明しているため、当該区分によって審査を行っている。 ●敷地近傍の地質・地質構造については、令和5年7月14日の審査会合をもっておおむね妥当な検討がなされていると評価した。 ●敷地周辺海域の地質・地質構造については、令和5年5月12日及び10月6日の審査会合において、事業者による海域の断層の長さ等の評価について、断層の運動に係る評価方法及びその根拠が明確でないことから再検討すること等を指摘した。 ●令和7年3月21日の審査会合において、事業者から、令和6年能登半島地震に係る知見として地震本部(2024)等を踏まえた断層の評価結果及び断層の運動に係る評価結果について説明を受けた。これに対し、令和6年11月に発生した石川県西方沖の地震に関連したと考えられる断層と令和6年能登半島地震の震源断層は同時活動していないと判断していることについて、石川県西方沖の地震は震源断層が特定されていないこと、また、令和6年能登半島地震により誘発されたとする知見があることも踏まえると十分な検討がなされていないことから、石川県西方沖の地震の知見の収集、整理を行った上で、再検討することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●敷地周辺陸域の地質・地質構造については、今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	②	2025/3/21	
地震動 (第3、4条)	地下構造	②	2023/10/20	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年10月20日の審査会合において、事業者から、地下構造の評価方針について説明を受けた。これに対し、地下構造を成層かつ均質であると評価しているが、物理探査や地震観測記録等の科学的データに基づく検討が不十分であること、また、地震発生層の深さの設定について、地震調査研究推進本部地震調査委員会による全国地震動予測地図の知見を踏まえても妥当であることの説明が不十分であること等を指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定して策定する地震動	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●震源を特定して策定する地震動に関し、令和4年9月16日の審査会合において指摘したとおり、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後、同断層の断層長等の評価を踏まえ、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	年超過確率	①	-	
	耐震設計方針	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	
	基準津波	①	-	
	年超過確率・砂移動	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 	
火山事象 (第6条)	火山事象	③⇒④	2025/2/21	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年10月18日の審査会合において、事業者から、火山影響評価について説明がなされた。これに対し、立地評価については、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。また、影響評価については、降下火砕物の層厚の評価に当たって御嶽山で考慮する噴出規模の設定について、既往文献等も踏まえて再検討すること等を求めた。 ●令和6年12月20日の審査会合において、御嶽山で過去最大の噴火規模(御嶽第1テフラ)と同規模の噴火が発生する可能性について、御嶽山の地下構造に関する追加の検討を踏まえて再度説明することを求めた。 ●令和7年2月21日の審査会合において、事業者から、御嶽山の地下構造に関する追加の検討結果も踏まえ、御嶽第1テフラと同規模の噴火が発生する可能性は十分に小さいとの説明がなされた。その上で、御嶽山で考慮する噴出規模が適切に設定されていること、また、敷地において考慮する降下火砕物の層厚等が適切に評価されていることを確認したことから、影響評価についてもおおむね妥当な検討がなされたことと評価し、火山影響評価について、おおむね審査済みとした。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-	<ul style="list-style-type: none"> ●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス ^{※1}	直近の審査会合	現時点における主な論点			
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
		Lv 1.5	①	-			
		停止時	①	-			
		地震	①	-			
		津波	①	-			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①	-			
	解析コード		①	-			
	限界温度、限界圧力		①	-			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-			
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		原子炉停止機能喪失	①	-			
		LOCA 時注水機能喪失	①	-			
		格納容器バイパス (ISLOCA)	①	-			
	CV	過圧破損	①	-			
		DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
		水素燃焼	①	-			
	SFP	想定事故1	①	-			
		想定事故2	①	-			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		原子炉冷却材の流出	①	-			
		反応度誤投入	①	-			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①	-
		1.1	44条	ATWS		①	-
		1.2	45条	高圧時冷却		①	-
		1.3	46条	減圧		①	-
		1.4	47条	低圧時冷却		①	-
		1.5	48条	最終ヒートシンク		①	-
1.6		49条	CV 冷却	①	-		
1.7		50条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①	-		
1.8		51条	CV 下部注水	①	-		
1.9		52条	CV 水素対策	①	-		
1.10		53条	RB 水素対策	①	-		
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外 RI 抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19		62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質 (第38条)		④	2024/10/18	●地質 (第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動 (第38、39条)		②	2023/10/20	●地震動 (第3、4条)を参照。		
	津波 (第40条)		①	-	●津波 (第5条)を参照。		
	火災 (第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
備考							

※ ①審査に未着手 (赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中 (黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中 (緑色)、④おおむね審査済み (灰色)

(注1) チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2) 設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3) 今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4) ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請※1(本体施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目	ステータス※2	直近の審査会合	現時点における主な論点		
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2025/1/24	<p>●令和5年10月20日の審査会合において、シームS-11全体として規則第三条への適合性を示すため、敷地内の評価範囲を見直すこと、当該評価範囲において調査を行った上で後期更新世以降の活動性有り/無しの指標を定めること、調査は段階的に行うこと、活動性有り/無しの指標に基づき活動性有り/とされる範囲について工学的対処を行うこと等の説明がなされた。これに対して、審査の手戻りが無いように、段階的に検討を進めていくこと、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動性有り/無しを区分するための指標作成に当たり、後期更新世以降の堆積物に変位を与えている箇所及び後期更新世以降の活動性が否定されている箇所のそれぞれ1箇所の調査等に基づき、どのような指標を設定するかを検討すること(第一段階) ・第一段階で実施した2箇所に加え、比較箇所を拡充した調査等の実施、及びその結果を踏まえて第一段階で抽出した指標の確度の十分性を検討すること(第二段階) ・第一段階及び第二段階を踏まえ、追加調査の必要性を検討した上で、活動性有り/無しの指標の確度の十分性、活動性有り/無しの範囲を検討すること(第三段階) ・第一段階から第三段階を踏まえ、工学的措置を講じる範囲を検討すること(第四段階) <p>を求め、まずは第一段階の検討に資する調査結果を示すよう求めた。</p> <p>●令和6年3月1日の審査会合において、シームS-11の活動性評価のための指標の設定に関する第一段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された指標(①条線②CT画像観察③薄片観察④SEM観察)については、活動性を判断する根拠となり得る理由について追加的な説明が必要であること、また、第二段階の検討結果に、シームS-11の周辺岩盤等の評価結果も追加することを求めた。</p> <p>●令和6年6月28日の審査会合において、シームS-11の活動性評価のための指標の設定に関する第二段階の検討結果について説明がなされた。これに対して、調査結果に基づき事業者から示された3つの判断基準(判断基準1(周辺岩盤の風化の程度)、判断基準2(変位方向)、判断基準3(鉱物の産状))のうち、判断基準2及び判断基準3については、調査地点ごとに状態が異なることから、敷地内の共通の判断基準とすることは困難であり、その適用範囲について見直しが必要であること、並びに判断基準1については、これを今後の判断基準の主軸とした上で、変位・変形の有無と風化の程度との関係について更なるデータ拡充を求めるとともに、第三段階の検討結果の提示を求めた。</p> <p>●令和7年1月24日の審査会合において、第三段階の検討結果として、周辺岩盤の風化の程度を判断基準の主軸とした上で、風化の程度の判断に用いる指標(色調、硬さ及び岩石組織)により強風化部、弱風化部、新鮮部の3つに区分し、弱風化部内に変位ありと活動なしの境界を設定する方針とすることについて説明がなされた。これに対して、判断指標の評価結果を踏まえると、弱風化部の範囲を設定するためには大幅なデータの拡充が必要となり、相当な時間を要すると考えられることから、変位ありと活動なしの境界を新鮮部内で設定することも含め、改めて第三段階の検討結果の説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。</p>	
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18		
	震源を特定して策定する地震動	③⇒④	2025/3/14	<p>●プレート間地震の地震動評価については、令和3年6月11日の審査会合において、おおむね妥当な検討がなされたものと評価した。</p> <p>●海洋プレート内地震の地震動評価については、令和3年8月27日の審査会合において、おおむね妥当な検討がなされたものと評価していたが、その後の令和4年3月16日に発生した福島県沖の地震(M7.4)を踏まえた評価について確認が必要となっている。</p> <p>令和7年2月21日の審査会合において、事業者から、令和4年3月16日に発生した海洋プレート内地震の地震動評価について説明がなされ、検討用地震のうち「東北日本弧の二重深発地震面の上面の地震」の地震動評価において設定する地震規模をM7.3からM7.4へ見直すこと、それ以外のパラメータについては変更する必要がないことを確認したこと、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。</p> <p>●令和6年3月15日の審査会合において、内陸地殻内地震の検討用地震のうち、「F-14断層による地震」に関しては震源モデルの設定の考え方や不確かさ考慮の妥当性等について、また、「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の連動を考慮した地震」(奥尻三連動)に関しては断層パラメータ設定の考え方や解析手法の妥当性等について説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。</p> <p>また、内陸地殻内地震の検討用地震のうち「大間崎付近の隆起を考慮して想定する地震」に関しては、震源モデルの基本ケースにおける断層長さ(L)は、孤立した短い活断層に関する知見を考慮し、地下に想定される断層長さとして、L=20kmとする旨の説明がなされた。これに対して、孤立した短い活断層に関する別の知見としては、地震モーメント(Mo)を固定し、断層面積からLを設定する考え方もあり、当該知見は、F-14断層単独の地震動評価でも基本ケースとして採用していることから、当該知見を考慮した場合のL=28kmとした上で、強震動予測レシビに従ったパラメータ設定及び地震動評価を追加で行うことを求めた。また、L=28kmとした評価と、事業者の説明するL=20kmの評価を比較した上で基本ケースの検討を求めるとともに、考慮する不確かさについては、当該評価結果を踏まえ今後審議していくこととした。</p> <p>令和6年12月6日の審査会合において、事業者から、震源モデルの基本ケースにおける断層長さ(L)については、L=20kmとL=28kmの2ケースとし、それぞれの基本ケースをもとに強震動予測レシビや既許可施設の審査における断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価に適用されている不確かさケースを設定して評価を行う方針であるとの説明がなされた。</p> <p>令和7年3月14日の審査会合において、事業者から、前回会合(令和6年12月6日)で示された方針に基づいた地震動評価の結果について説明がなされた。その評価結果は、不確かさケースを適切に設定した上で評価されていること等を確認したこと、おおむね妥当な検討がなされたことと評価した。また、当該審議をもって、震源を特定して策定する地震動についておおむね審査済みとした。</p>	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2024/9/6		
	基準地震動	①	-		
	年超過確率	①	-		
	地盤・斜面の安定性	①	-		
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
	津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24	
		地震以外による津波	④	2018/6/8	
	竜巻(第6条)	基準津波	④	2024/11/29	
年超過確率・砂移動		①	-		
火山事象 (第6条)	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
	火山事象	①	-		
外部火災(第6条)	火山事象に対する設計方針	①	-		
	外部火災	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	外部火災	①	-		
	その他自然現象と人為事象	①	-		
不法な侵入(第7条)	不法な侵入	①	-		
	内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	内部溢水	①	-		
	誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	安全避難通路	①	-		
	安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	全交流電源喪失	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
	SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	RCPB	①	-		
	安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	原子炉制御室	①	-		
	監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	保安電源	①	-		
	緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	通信連絡設備	①	-		

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設を合わせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点			
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
		Lv 1.5	①				
		停止時	①				
		地震	①				
		津波	①				
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①				
	解析コード		①	-			
	限界温度、限界圧力		①	-			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-			
		高圧注水・減圧機能喪失	①				
		全交流動力電源喪失	①				
		崩壊熱除去機能喪失	①				
		原子炉停止機能喪失	①				
		LOCA 時注水機能喪失	①				
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①				
	CV	過圧破損	①	-			
		DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
	SFP	想定事故1	①	-			
		想定事故2	①	-			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①				
		原子炉冷却材の流出	①				
		反応度誤投入	①				
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①	-
		1.1	44条	ATWS		①	
		1.2	45条	高圧時冷却		①	
1.3		46条	減圧	①	-		
1.4		47条	低圧時冷却	①			
1.5		48条	最終ヒートシンク	①			
1.6		49条	CV冷却	①	-		
1.7		50条	CV過圧破損防止(FCVS)	①	-		
1.8		51条	CV下部注水	①	-		
1.9		52条	CV水素対策	①	-		
1.10		53条	RB水素対策	①	-		
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19		62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)			③	2025/1/24	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2025/3/14	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2024/11/29	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
備考							

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2024/11/29	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。</p> <p>●令和4年9月30日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。</p> <p>●令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議する旨を伝えた。同年12月23日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にはなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和5年3月9日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考えを十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、同年6月23日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。</p> <p>●令和6年11月29日の審査会合において、事業者から、H断層系の上載地層法による活動性評価に当たって、上載地層の堆積年代評価については広域テフラを用いた方法に変更し、評価を代表させる断層についてはH-9断層から追加調査で確認したH-19断層に変更して評価を行う方針であるとの説明がなされた。これに対して、H断層系の活動性評価については、H断層系の分布形態・性状等に基づく評価の調査データも踏まえ、新たに認定するH断層も含めどのH断層でも代表して評価できること及びH-19断層の上載地層の年代を説明するとともに、評価方針の変更を踏まえH断層系の活動性評価全体を体系立てて説明するよう求めた。その上で、まずは現地調査を実施しH断層系の断層性状等を確認した上で、今後の審査を進めることとした。</p> <p>●令和6年12月16日~17日の現地調査において、敷地及び敷地周辺に広がるH断層系の断層性状、H-19断層と上載地層との関係、上載地層に挟在する火山灰の堆積状況等を露頭及びボーリングコアで確認した。</p>
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
		震源を特定して策定する地震動	④	2022/4/15	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2023/6/23	
		基準地震動	④	2024/9/6	
		年超過確率	④	2024/9/6	
		地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①⇒②	2025/3/18	
	津波(第5条)	地震による津波	④	2024/2/9	
地震以外による津波		④	2023/9/29		
基準津波		④	2024/10/11		
年超過確率・砂移動		①	-		
耐津波設計方針		①	-		
竜巻(第6条)	②	2015/4/9	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-		
	火山事象に対する設計方針	①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点			
設計基準対象施設関係	外部火災(第6条)	②	2015/3/19	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。			
	その他自然現象と人為事象(第6条)	②	2015/7/9				
	不法な侵入(第7条)	①	-				
	内部火災(第8条)	②⇒③	2025/3/18	●令和7年3月18日の審査会合において、事業者から説明がなされた。これに対し、定温式スポット型熱感知器と光電アナログ式スポット型煙感知器(熱検知機能付き)を組み合わせて使用することで、アナログ式熱感知器としての機能を確保しているとしていることについて、詳細な内容等の説明が不十分であるため、具体的な根拠等を説明するよう求めた。			
	内部溢水(第9条)	②	2015/5/21	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。			
	誤操作の防止(第10条)	②	2015/6/2				
	安全避難通路(第11条)	②	2015/6/2				
	安全施設(第12条)	②	2015/4/21				
	全交流電源喪失(第14条)	①	-				
	SFP(第16条、23条)	①	-				
	RCPB(第17条)	②	2015/2/24				
	安全保護回路(第24条)	②	2015/6/2				
	原子炉制御室(第26条)	②	2015/6/11				
	監視設備(第31条)	②	2015/4/2				
	保安電源(第33条)	①	-				
	緊急時対策所(第34条)	②	2015/3/24				
	通信連絡設備(第35条)	②	2015/3/24				
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	②	2025/3/18	●令和7年2月13日の審査会合において、事業者から、内部事象運転時/停止レベル1PRA及び内部事象運転時レベル1.5PRAについて説明がなされた。これに対し、先行審査実績のない内容については、妥当性に関する説明が不十分であるため、改めて妥当性を整理して説明するよう求めた。これに対し、令和7年3月18日の審査会合において、事業者から、先行審査実績を踏まえてPRAを見直すこととし、今後、見直したPRA等の結果及び妥当性を示すとの説明がなされた。今後、PRA等の妥当性について、改めて確認していく。		
		Lv 1.5					
		停止時					
		地震					
		津波	②	2015/7/2			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	③	2015/10/15			
	炉心	解析コード	②	2015/3/3			
		限界温度、限界圧力	②	2017/5/26			
		高圧・低圧注水機能喪失	②				
		高圧注水・減圧機能喪失	②				
		全交流動力電源喪失	②				
		崩壊熱除去機能喪失	②				
		原子炉停止機能喪失	②				
		LOCA時注水機能喪失	②				
	格納容器バイパス(ISLOCA)	②					
	CV	過圧破損	②	2016/9/15			
		DCH	②	2015/3/10			
		FCI	②				
		MCCI	②				
	水素燃焼	②	2015/3/10				
SFP	想定事故1	②	2015/3/17				
	想定事故2	②					
停止時	崩壊熱除去機能喪失	②	2015/3/17				
	全交流動力電源喪失	②					
	原子炉冷却材の流出	②					
	反応度誤投入	②					
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2015/7/23	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	1.1	44条	ATWS	①	-		
	1.2	45条	高圧時冷却	①			
	1.3	46条	減圧	①			
	1.4	47条	低圧時冷却	①			
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①			
	1.6	49条	CV冷却	①			
	1.7	50条	CV過圧破損防止	②			2015/7/21
	1.8	51条	CV下部注水	①			-
	1.9	52条	CV水素対策	①			-
	1.10	53条	RB水素対策	②	2015/8/4		
	1.11	54条	SFP	①	-		
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-		
	1.13	56条	水源	①	-		
	1.14	57条	電源	①	-		
	1.15	58条	計装	①	-		
	1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11		
	1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2		
	1.18	61条	緊急時対策所	②	2015/3/24		
1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24			
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)		③	2024/11/29	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動(第38、39条)		②	2024/9/6	●地震動(第3、4条)を参照。		
	津波(第40条)		②	2024/10/11	●津波(第5条)を参照。		
	火災(第41条)		①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
備考		●令和6年11月の原子力規制委員会です承された「新規制基準適合性に係る審査の進め方の見直し」に基づき、審査会合の主な論点を事前に事業者に提示する取り組みを実施している。					

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2024/11/29	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。</p> <p>●令和4年9月30日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。</p> <p>●令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年12月23日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にはなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和5年3月9日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考えを十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、同年6月23日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。</p> <p>●令和6年11月29日の審査会合において、事業者から、H断層系の上載地層法による活動性評価に当たって、上載地層の堆積年代評価については広域テフラを用いた方法に変更し、評価を代表させる断層についてはH-9断層から追加調査で確認したH-19断層に変更して評価を行う方針であるとの説明がなされた。これに対して、H断層系の活動性評価については、H断層系の分布形態・性状等に基づく評価の調査データも踏まえ、新たに認定するH断層も含めどのH断層でも代表して評価できること及びH-19断層の上載地層の年代を説明するとともに、評価方針の変更を踏まえH断層系の活動性評価全体を体系立てて説明するよう求めた。その上で、まずは現地調査を実施しH断層系の断層性状等を確認した上で、今後の審査を進めることとした。</p> <p>●令和6年12月16日~17日の現地調査において、敷地及び敷地周辺に広がるH断層系の断層性状、H-19断層と上載地層との関係、上載地層に挟在する火山灰の堆積状況等を露頭及びボーリングコアで確認した。</p>
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
		震源を特定して策定する地震動	④	2022/4/15	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2023/6/23	
		基準地震動	④	2024/9/6	
		年超過確率	④	2024/9/6	
		地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	津波(第5条)	地震による津波	④	2024/2/9	
		地震以外による津波	④	2023/9/29	
		基準津波	④	2024/10/11	
		年超過確率・砂移動	①	-	
		耐津波設計方針	①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象 (第6条)	竜巻(第6条)	①	-	
火山事象		①	-		
	火山事象に対する設計方針	①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点			
設計基準対象施設関係	外部火災(第6条)	①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。			
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-				
	不法な侵入(第7条)	①	-				
	内部火災(第8条)	①	-				
	内部溢水(第9条)	①	-				
	誤操作の防止(第10条)	①	-				
	安全避難通路(第11条)	①	-				
	安全施設(第12条)	①	-				
	全交流電源喪失(第14条)	①	-				
	SFP(第16条、23条)	①	-				
	RCPB(第17条)	①	-				
	安全保護回路(第24条)	①	-				
	原子炉制御室(第26条)	①	-				
	監視設備(第31条)	①	-				
	保安電源(第33条)	①	-				
	緊急時対策所(第34条)	①	-				
通信連絡設備(第35条)	①	-					
重大事故等対処施設関係	PRA	Lv 1	①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
		Lv 1.5	①	-			
		停止時	①	-			
		地震	①	-			
		津波	①	-			
	炉心	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①		-	
		解析コード		①		-	
		限界温度、限界圧力		①		-	
		高圧・低圧注水機能喪失	①	-			
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	CV	原子炉停止機能喪失	①	-			
		LOCA時注水機能喪失	①	-			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-			
		過圧破損	①	-			
	SFP	DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
		水素燃焼	①	-			
	停止時	想定事故1	①	-			
		想定事故2	①	-			
		崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
	設備・技術的能力	原子炉冷却材の流出	①	-			
		反応度誤投入	①	-			
		1.0	43条	共通		①	-
		1.1	44条	ATWS		①	-
		1.2	45条	高圧時冷却		①	-
		1.3	46条	減圧		①	-
		1.4	47条	低圧時冷却		①	-
		1.5	48条	最終ヒートシンク		①	-
1.6		49条	CV冷却	①	-		
1.7		50条	CV過圧破損防止	①	-		
1.8		51条	CV下部注水	①	-		
1.9		52条	CV水素対策	①	-		
1.10		53条	RB水素対策	①	-		
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17	60条	監視測定	①	-			
1.18	61条	緊急時対策所	①	-			
1.19	62条	通信連絡	①	-			
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)		③	2024/11/29	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動(第38、39条)		②	2024/9/6	●地震動(第3、4条)を参照。		
	津波(第40条)		②	2024/10/11	●津波(第5条)を参照。		
	火災(第41条)		①	-	●令和6年12月24日の審査会合において、事業者から、先行炉の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針の説明がなされた。各審査項目について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
備考				●3号炉のプラント審査については、4号炉の審査の進捗を踏まえて、4号炉との差分を中心に内容を確認していく。			

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	①	-	●令和7年2月7日の審査会合において、事業者から、2号炉の審査内容を踏まえた申請の概要について説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	①⇒④	2025/3/14	●令和7年2月7日の審査会合において、事業者から、2号炉の審査内容を踏まえた申請の概要についての説明がなされた。 ●令和7年3月14日の審査会合において、事業者から、敷地周辺の地質・地質構造について、最新の知見を踏まえても2号炉の審査内容から基準地震動及び基準津波の策定に考慮する活断層の選定に変更はないとの説明がなされた。一部、資料の充実化が必要な箇所はあるが、審査会合で議論すべき論点はないことから、おおむね妥当な検討がなされたと評価し、おおむね審査済みとした。
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	●令和7年2月7日の審査会合において、事業者から、2号炉の審査内容を踏まえた申請の概要について説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	震源を特定して策定する地震動	①	-	
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	年超過確率	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	
津波(第5条)	地震による津波	①	-	●令和7年2月7日の審査会合において、事業者から、2号炉の審査内容を踏まえた申請の概要について説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	地震以外による津波	①	-	
	基準津波	①	-	
	年超過確率・砂移動	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	
竜巻(第6条)	①	-	●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	●令和7年2月7日の審査会合において、事業者から、2号炉の審査内容を踏まえた申請の概要について説明がなされた。今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-	●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。	
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	③	2024/12/5	●令和6年12月5日の審査会合において、内部事象運転時/停止時レベル1PRA及び内部事象運転時レベル1.5PRAについて説明がなされた。現時点で大きな論点はなく、引き続き事業者からの説明内容を確認していく。	
		Lv 1.5	③			
		停止時	③			
		地震	①→③	2025/2/6		●令和7年2月6日の審査会合において、地震・津波PRAについて説明がなされた。現時点で大きな論点はなく、引き続き事業者からの説明内容を確認していく。
		津波	①→③			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①	-	●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。	
	解析コード		①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①	-		
		MCCI	①	-		
	SFP	想定事故1	①	-		
想定事故2		①	-			
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①				
	原子炉冷却材の流出	①				
	反応度誤投入	①				
1.0	43条	共通	①	-		
1.1	44条	ATWS	①	-		
1.2	45条	高圧時冷却	①			
1.3	46条	減圧	①			
1.4	47条	低圧時冷却	①			
1.5	48条	最終ヒートシンク	①			
1.6	49条	CV冷却	①			
1.7	50条	CV過圧破損防止	①			
1.8	51条	CV下部注水	①			
1.9	52条	CV水素対策	①			
1.10	53条	RB水素対策	①			
1.11	54条	SFP	①			
1.12	55条	建屋外RI抑制	①			
1.13	56条	水源	①			
1.14	57条	電源	①			
1.15	58条	計装	①			
1.16	59条	原子炉制御室	①			
1.17	60条	監視測定	①			
1.18	61条	緊急時対策所	①			
1.19	62条	通信連絡	①			
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		①	-	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		①	-	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		①	-	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-	●今後、事業者から各審査項目について説明を受け、その内容を確認していく。	
備考						

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表
(特定重大事故等対処施設)

- ・ 電源開発株大間原子力発電所 2 3
- ・ 北海道電力株泊発電所 3 号炉 2 4

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波(第40条)	耐津波設計方針	①	-	
	火災火災 (第41条)		①	-	
	共通設計方針方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		①	-
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①	-
			炉内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CV内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①	-
			CVの過圧破損防止機能	①	-
			水素爆発によるCV破損防止機能	①	-
			電源設備	①	-
			計装設備	①	-
通信連絡設備		①	-		
緊急時制御室	①	-			
使命期間(第3号)		①	-		
効果の評価(主に第2号)		①	-		
技術的能力	1.0	共通	①	-	
	2.2	準備操作	①	-	
		減圧	①	-	
		炉内溶融炉心冷却	①	-	
		CV内溶融炉心冷却	①	-	
		CV冷却・減圧	①	-	
		CV過圧破損防止	①	-	
		CV水素対策	①	-	
		サポート機能(電源)	①	-	
		サポート機能(計装)	①	-	
サポート機能(通信連絡)	①	-			

●特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請の審査では、本体施設に適用される基準地震動や基準津波、本体施設の設備仕様を確定させた後に、特定重大事故等対処施設の設備仕様について許可の判断をする必要がある。
このため、現在審査中の本体施設に関する審査が進捗した後、特定重大事故等対処施設に係る審査を開始する。

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和7年4月1日時点】

審査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	●特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請の審査では、本体施設に適用される基準地震動や基準津波、本体施設の設備仕様を確定させた後に、特定重大事故等対処施設の設備仕様について許可の判断をする必要がある。 このため、現在審査中の本体施設に関する審査が進捗した後、特定重大事故等対処施設に係る審査を開始する。	
		地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①		-
	耐震設計方針		①	-		
	津波(第40条)	耐津波設計方針	①	-		
	火災火災 (第41条)		①	-		
	共通設計方針方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-		
	特重施設 (第42条)	設備 (第2号)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)	①		-
			原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①		-
			炉内溶融炉心の冷却機能	①		-
			CV内溶融炉心の冷却機能	①		-
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①		-
			CVの過圧破損防止機能	①		-
			水素爆発によるCV破損防止機能	①		-
			電源設備	①		-
			計装設備	①		-
通信連絡設備			①	-		
緊急時制御室		①	-			
使命期間(第3号)		①	-			
効果の評価(主に第2号)		①	-			
技術的能力	1.0	共通	①	-		
		2.2	準備操作	①	-	
	減圧		①	-		
	炉内溶融炉心冷却		①	-		
	CV内溶融炉心冷却		①	-		
	CV冷却・減圧		①	-		
	CV過圧破損防止		①	-		
	CV水素対策		①	-		
	サポート機能(電源)		①	-		
	サポート機能(計装)	①	-			
サポート機能(通信連絡)	①	-				
緊急時制御室		①	-			

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。